

議第 4356 号

用途地域の指定のない区域における建築基準法による容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さを定める区域及び数値の指定

建指第 48 号

平成 28 年 9 月 6 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 岸 井 隆 幸 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

用途地域の指定のない区域における建築基準法による容積率、建ぺい率
及び建築物の各部分の高さを定める区域及び数値の指定について

このことについて、建築基準法第 52 条第 1 項 7 号、第 53 条第 1 項第 6 号、第 56 条第 1 項第 2 号ニ及び別表第 3 (に) 欄の 5 の項の規定により、次のように審議会に付議する。

用途地域の指定のない区域における建築基準法による容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さを定める区域及び数値の指定

建築基準法第52条第1項第7号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3(に)欄の5の項の規定に基づき、下記のとおり容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さを定める。

1. 指定しようとする区域

逗子市、三浦市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町及び愛川町の都市計画区域内の用途地域の指定のない区域

2. 指定しようとする容積率の数値

10分の8又は10分の10のうち、指定しようとする区域ごとに定める数値

3. 指定しようとする建ぺい率の数値

10分の4又は10分の5のうち、指定しようとする区域ごとに定める数値

4. 指定しようとする建築物の各部分の高さに対する数値

(1) 前面道路の反対側の境界線からの水平距離による場合

1.25

(2) 隣地境界線までの水平距離による場合

1.25

「区域は、区域図表示のとおり」

<理由>

今回、第7回線引き見直しにより市街化調整区域へ逆編入され、用途地域の指定がなくなる区域について、建築基準法第52条第1項第7号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3(に)欄の5の項の規定に基づく、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの数値を、隣接既指定の数値に合わせて指定するものである。